

令和 8 年 度

新入生のしおり



この「しおり」をよく読んで、
刈谷高等学校附属中学校の生徒として、
心構えを整え、入学準備を進めてください。
保護者の方も服装や持ち物などの準備に
役立ててください。

愛知県立刈谷高等学校附属中学校

所在地 〒 448-8504
愛知県刈谷市寿町5丁目101番地
TEL 0566-21-3181 (附属中)
FAX 0566-25-9087
Web ページ <https://kariya-jh.aichi-c.ed.jp/cms/>

I ようこそ、刈谷高等学校附属中学校へ

校訓・校歌	-----	1
1 こんな学校を目指します	-----	2
2 学校の沿革	-----	3

II 刈谷高等学校附属中学校の生活

1 学校行事の紹介	-----	4
2 学習	-----	5
3 中学校生活の心得等	-----	9
4 通学	-----	16
5 課外活動	-----	19
6 非常時の対応	-----	20
7 保健部より	-----	23
8 教育相談部より	-----	24
9 事務室より	-----	24

III 保護者の皆様へ

1 学校での電話対応の時間	-----	25
2 保健室より	-----	25
3 教育相談部より	-----	27
4 事務室からの連絡	-----	27
5 「学校⇄保護者」の連絡方法	-----	27
6 ラーケーションの日	-----	28
7 学校関係業者一覧	-----	29
8 生徒の個人情報に関するお願い	-----	30

I ようこそ、刈谷高等学校附属中学校へ

校訓

「質実剛健」

飾りけがなく、まじめで、心身ともに強くたくましい

校歌

刈谷高等学校・附属中学校 校歌

大岩敬之輔作詞
成田 直次作曲

Allegro con spirito
f ♩ = 138

そな ら は み な み み 一 は 一 る から す み ど
ゆ み う べ し ず あ け お き こ ろ も ど が り こ き し ま お つ

り の ほ ら に こた ち う 一 ま 一 う こ こ
と こ し と え に は た え あ り て み こ こ

り そ の さ と あ お み の お か べ た か き い ら か に あ 一
も じ の あ ぶ む ゆ し の ひ か た り せ いる し ん も の い ち 一

さ ひ は え せ い き の あ し 一 た は あ も け ゆ き な め
は も え し ん ぜ ん の び し 一 す め わ が と む と き な め
ね に ひ め お ー お し の し 一 す め わ が と む と き な め

三

二

一

夕べ仰ぐみどりこき
松に千年のはえありて
ここ古城のあと昔を語る
つぎぎる思い胸にひめ
雄おしく進めわがともよ

波静けき衣が浦の
潮とこしえにたたえて
水面に浮ぶ自由の光
わが青春の血は燃えて
真善美と聖をもとむなり

空は南みはるかす
緑のはらにこ蝶舞う
ここ理想の里あおみの丘辺
高きいらかに朝日映え
世紀のあしたはあけゆきぬ

1 こんな学校を目指します

(1) 愛知県 中高一貫教育導入方針

「チェンジ・メーカー」の育成

「チェンジ・メーカー」・・・社会が加速度的に変化し続け、将来の予測が極めて難しい時代において、様々な人と協働しながら、答えのない課題に対して、失敗を恐れずにチャレンジし、社会に変化を起こす人

(2) 中高6年間を通した教育理念

「私たちの実現したい未来」に向けて、高い志と責任感をもち、世界を視野に入れて活躍し、時代を創ることのできる人材を育成する

(3) 中学校の教育活動の方針(スクール・ポリシー)

① 目指す人間像 (育成を目指す資質・能力に関する方針)

- ・ 高い志と責任感をもち、豊かな創造力と果敢な実行力を身に付けた人
- ・ 自ら課題を発見し、筋道を立てて考え、答えを見つけ出そうとする人
- ・ 自分を律し他者を尊重しながら、ともに支え合い高め合うことのできる人

② 刈谷高等学校附属中学校における学び (教育課程の編成・実施方針)

- ・ 探究学習に必要な基礎力の育成、探究活動の充実
- ・ 論理的に考える力、深く共感したり豊かに想像したりする力、伝え合う力の育成
- ・ 高校のSSH事業につながる理数分野の基礎力の育成
- ・ 地域資源を活用した教科等横断的な学びの実現
- ・ 中高合同の学校行事や取組の充実、国際交流事業の推進

③ 入学を期待する児童像 (入学者の受入れに関する方針)

- ・ 自然や文化、社会との関わりを通して、自分の興味や関心を高めようとする人
- ・ 最後まであきらめず、粘り強く挑戦しようとする人
- ・ 他者と協働して取り組もうとする人

2 学校の沿革

・愛知県刈谷中学校時代

- 大正 7. 11. 2 愛知県立第8中学校設立認可（文部省告示第211号）
 8. 4. 1 刈谷町立亀城尋常高等小学校の一部を仮校舎として開校
 5. 1 校名を愛知県刈谷中学校と改称
 昭和 11. 11. 2 校歌を制定し、発表会を挙行
 18. 4. 1 学制改革によって5年制が4年制となる。
 21. 4. 1 学制改革により5年制に復帰（23回及び24回が4年制卒業）
 22. 4. 1 6・3制実施により新制中学校併設

・愛知県立刈谷南高等学校時代

- 昭和 23. 4. 1 学制改革により新制高等学校となり、愛知県立刈谷南高等学校並びに愛知県立刈谷南高等学校併設中学校と称する。本校夜間課程（普通課程）新設

・愛知県立刈谷高等学校時代

- 昭和 23. 10. 1 愛知県立刈谷北高等学校と統合し愛知県立刈谷高等学校と改称（南北両校舎を使用）
 3. 31 併設中学校廃止
 4. 1 高等学校の総合制及び学区制実施により、通常課程（普通・家庭・商業の3課程）夜間課程（普通課程）及び別科を設置する総合高等学校となり、全面的に男女共学を実施。刈谷市及び碧海・知多・愛知3郡内の9か町村を学区とする。
 6. 1 知立分校（昼間定時制）を愛知県立岡崎高等学校より本校へ所属変更
 7. 16 本校北校舎に定時制中心校（普通課程）設置
 25. 4. 1 東浦分校（普通課程の昼間定時）設置（東浦中学校の校舎の一部を借用）
 6. 30 新校歌制定
 26. 4. 1 愛知県立刈谷商業・家庭高等学校新設のため、北校舎を分離独立、このため本校通常課程は普通課程のみとなる。
 28. 2. 27 新校旗制定
 4. 1 定時制中心校は本校に授業場を移し、定時制夜間課程と合流
 29. 6. 27 東浦分校仮校舎より新校舎へ移転
 33. 4. 1 知立分校分離独立して、愛知県立知立高等学校となる。
 34. 4. 16 体育館兼講堂落成式を挙行
 37. 4. 1 定時制課程は募集停止
 38. 4. 1 改訂教育課程本年度から学年進行をもって実施。なお、これにともない通常課程の名称は全日制課程と改称される。本校全日制課程の学級増加が実施され、第1学年は9学級編成とされる。
 42. 4. 1 通信制課程（普通科）設置
 43. 11. 2 創立50周年記念式を挙行
 44. 4. 1 愛知県立刈谷東高等学校新設のため、通信制は移管、夜間定時制は募集停止
 47. 3. 31 定時制課程閉課程
 48. 3. 31 東浦分校閉校（在校生は新設の東浦高校に移籍）
 4. 1 学校群制度にともない、愛知県立刈谷北高等学校と群をくむ
 63. 8. 16 英国イートン校との交流
 平成 元. 3. 9 複合選抜方式による入学者選抜制度実施（学校群制度廃止）
 9. 3. 17 イートン校との第1回文化交流
 23. 4. 1 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業の指定校に採択
 24. 8. 31 ユネスコスクールに加盟
 29. 6. 28 正門門柱が登録有形文化財（建造物）に登録
 30. 11. 3 創立100周年記念式を挙行
 令和 元. 10. 25 英国イートン校及びLAE（the London Academy of Excellence）来校
 4. 7. 26 併設型中高一貫教育の第一次導入校の決定
 6. 3. 11 ウィンダルーバレー州立高校（オーストラリア）と姉妹校提携
 6. 4. 1 愛知県立刈谷高等学校内に、開校準備員会を立ち上げ
 7. 4. 1 愛知県立刈谷高等学校附属中学校の開校

Ⅱ 刈谷高等学校附属中学校の生活

1 学校行事の紹介

- ・学年を3学期に分け、1学期は4月1日～8月31日、2学期は9月1日～12月31日、3学期は1月1日～3月31日とします。
- ・年度により異なったり、都合により変更になったりすることがあります。
- ・保護者の方に関係する行事については、**太字**にしてあります。

月	学 校 行 事 など
4	入学式 始業式 避難訓練 定期健康診断・身体測定 オリエンテーション活動(1年) 学力推移調査(1・2年)
5	定期健康診断 体力テスト 授業参観・PTA 総会 高校球技大会(見学) 課外活動登録 校外体験学習
6	サイエンスデー(ミニプレゼン大会①含む) 定期考査Ⅰ
7	終業式 光 GO! 成 Week 生徒会役員選挙
8	学校説明会 刈高祭準備期間 職場体験学習(2年)
9	始業式 避難訓練 ミニプレゼン大会② 身体測定 刈高祭(オープニング・文化祭) 定期考査Ⅱ
10	通知表配付 附属中体育祭
11	三者懇談会 定期考査Ⅲ
12	人権講話 終業式 光 GO! 成 Days
1	始業式 読書会 附属中入学者選抜 学力推移調査(1・2年)・Ai-Grow・数理探究アセスメント
2	授業参観 校外体験学習 合格者登校日 定期考査Ⅳ
3	次年度生徒会役員選挙 通知表配付 修了式

2 学習

(1) 学習のあり方・進め方

① 探究学習

探究学習とは、体験活動などを通して、生徒自身が自分で課題を設定し、その課題を解決するために必要な情報を収集し、収集した情報を整理したり分析したりしながら考え、気づいたこと、発見したこと、自分が考えたことをまとめて、判断し、表現する（発表する、作品を仕上げるなど）といった学習活動になります。この探究学習の過程を、繰り返し行い、発展的に高めていきます。

② 課題解決的な学習課程

国語や社会などの教科の授業においては、課題解決的な学習過程を大切にしていきます。具体的には、題材、教材から生徒自身が課題を見つけ、その課題を解決していく学習の流れを大切にしていきます。

③ 探究学習を進めていく上で大切なこと

- ・自然や文化、社会との関わりを通して、自分の興味や関心を高めようとする
- ・社会的な課題を知り、自分事として捉えること
- ・自ら課題を発見し、筋道を立てて考え、答えを見つけ出そうとする
- ・最後まであきらめず、粘り強く挑戦すること
- ・自分の考えを練り上げ、他者に伝えようとする
- ・創造力を働かせ、柔軟なアイデアを生み出すこと
- ・異なる価値観を認め、様々な人と協力すること

④ 自主学習(家庭学習)を行う上で心がけること

- ・学校内外において、学習を計画的に進めることを心がけましょう。学習を計画的に進めるとは、予習、復習を含め、自分が設定した目標に向けて、見通しをもって進めることです。
- ・自分の得意な分野や、不得意な分野を把握し、得意な分野をさらに伸ばすことに加え、不得意な分野に関しても、目を背けずに、粘り強く取り組むことを心がけましょう。
- ・自主学習として、「Classi」や各教科の副教材を活用し、基礎・基本の定着に心がけましょう。

(2) 日課

- ・通常 50 分授業です。
- ・月曜日は7時間授業、火～金曜日は6時間授業です。

(3) 週の計画

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○
7	○			△	
授業後		課外活動	課外活動		課外活動

- ・○印は、「教科」「特別の教科 道徳」「学級活動」「総合的な学習の時間」などの時間です。
- ・△印は、学校集会です。学校集会は学期に2回程度実施します。
- ・委員会は火・水・金の課外活動の時間に位置付けます。委員会は、1か月に一度実施します。
- ・個別面談、三者懇談会、定期考査、学校行事の期間などは、特別日課で実施することがあります。

(4) 教育課程表

区分	学年	1年	2年	3年
必修教科	国語	140	140	<u>140</u>
	社会	105	105	140
	数学	140	<u>140</u>	140
	理科	<u>140</u>	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語(英語)	140	140	140
特別の教科 道徳		35	35	35
特別活動(学級活動)		35	35	35
総合的な学習の時間		<u>85</u>	<u>105</u>	<u>105</u>
合計		1085	1085	1085

- ・下線部の部分は、標準授業時数よりも時数を増やして実施しています。

(5) 定期考査・学力診断テスト・通知表及びルーブリック評価(令和8年度予定)

① 定期考査

学期	種類	時期	実施教科
1	定期考査Ⅰ	6月12・15日(予備16日)	4月当初に確定
2	定期考査Ⅱ	9月24・25・28日	
2	定期考査Ⅲ	11月24・25日(予備26日)	
3	定期考査Ⅳ	2月17・18・19日	

- ・各考査の実施教科は、4月当初に確定します。
- ・時期は変更することがあります。詳しくは、入学後に改めてお知らせします。
- ・考査の1週間前からは、「考査週間」として、職員室への入室を禁じます。

② 学力推移調査等

種類	時期	教科
学力推移調査	1・2年・・・4月・1月を予定	国・数・英
Ai-Grow・数理探究アセスメント	1月を予定	

- ・上記のテストには、「考査週間」はありません。
- ・実施日は4月以降にお知らせします。

③ 通知表及びルーブリック評価

学期	配付日	内容	教科等
2	10月16日	通知表	国・社・数・理・英・音・美・保体・技家 ※観点別評価のみ
		ルーブリック評価	7月に授業時間内に実施予定
3	3月19日	通知表	国・社・数・理・英・音・美・保体・技家 ※評定・観点別評価 道徳・総合的な学習の時間
		ルーブリック評価	1月に授業時間内に実施予定

- ・国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の9教科は、5・4・3・2・1の5段階評価です。
- ・道徳と総合的な学習の時間は、文章による評価です。
- ・ルーブリック評価とは、探究学習を通して、現在どの程度の力が身に付いているかを確認し、その後の活動に生かすことができるものです。評価は、生徒自身で行います。

(6) 光 GO ! 成

学期	種類	時期	内容
1	光 GO ! 成 Week	7月 22 日～28 日	学びなおし・個人探究・特別講座など
2	光 GO ! 成 Days	12月22 日～24 日	学びなおし・個人探究・特別講座など

- ・「光 GO ! 成」は、自らを高めることを目的とした行事です。生徒一人一人が、得意分野を伸ばしたり、不得意分野を克服したりする取組です。
- ・長期休業中に、希望制で行います。

(7) タブレットの貸し出し

- ・全ての生徒に、学習用タブレット端末と充電器の貸出を行います(最終的には返却いただきます)。
- ・学習用タブレット端末は、学習以外の目的で使用しないでください。
- ・充電器は、各家庭で利用してください。
- ・学校と家庭の両方で活用できるようにするため、毎日、家庭に持ち帰っていただきます。家庭において、完全に充電した状態で、翌登校日に持ってきてください。
- ・家庭にインターネット環境がない場合は、ご相談ください。
- ・使用方法の規則等につきましては、入学後、改めてご連絡します。
- ・破損、紛失等があった場合は、速やかに申し出てください。

タブレット保管庫について

登校後、タブレット端末を使用しない時間帯は、タブレット保管庫に入れて保管します。ただし、充電はできません。保管庫は登校後鍵を開け、下校後に閉めます。雨が降っているときなど、タブレット端末を持ち帰ると破損の恐れがある日は、タブレット端末を置いて帰ることができます。

3 中学校生活の心得等

(1) 身だしなみ

① 制服

<ブレザー> ※12 ページのイメージ図参照

○冬 服 本校指定のジャケット・ベスト・スラックスかスカートのスリーピースタイプとする。ベスト・ネクタイ・リボンについて、日常の着用は任意とするが、式典及び別途指示した場合は必ず着用する。ネクタイは、ワンタッチタイプの使用を推奨する。

○夏 服 白無地で折襟のついた長袖または半袖のシャツか本校指定のポロシャツ、本校指定のスラックスかスカートを着用する。ネクタイ・リボンについて、日常の着用は任意とするが、式典及び別途指示した場合は必ず着用する。ネクタイは、ワンタッチタイプの使用を推奨する。

<学生服> ※13 ページの規定図参照

○冬 服 上着・ズボン(スソ幅は20～24cm 以内)共に黒、標準マークの付いた詰め襟の学生服。ラウンドカラータイプの学生服も着用可。ボタンは所定のものを着る。
変形学生服(長ラン・短ラン)、変形ズボンは禁止する。

○夏 服 白無地で折襟のついた長袖または半袖のシャツか本校指定のポロシャツを着用し、ズボンは冬服と同様とする。

<セーラー服> ※14・15 ページの規定図等参照

○冬 服 濃紺のセーラー服。ネクタイの色はえび茶。襟の白線は巾9ミリで縁より2センチ内、一本で交差しない。スカートのひだは24、28、32本のいずれかとする。
上着の袖、胸等に白線はなく、白の襟カバーに襟の白線と同型でネクタイと同色の線をつける。式典のときは襟カバーを外す。

○夏 服 白のセーラー服。襟は濃紺で白カバーを用いない。本校指定のポロシャツも着用可とする。

※カーディガン 本校指定カーディガンのみ着用可とする。

② 校 章 校章の着用は任意とする。着用する際、学生服及びブレザーの場合、冬服時は左襟、夏服時は左胸につける。セーラー服の場合、冬服・夏服とも左胸につける。

③ 体育服 夏服、冬服ともに、本校指定のものを着用する。

④ 頭 髪 清潔さを保つ。パーマ、カール、脱色、染色等は禁止とする。髪の毛の長さは表情がわかる程度を目安とする。ヘアピン・髪をしばるゴム・シュシュは華美でないものとする。

⑤ 靴 下 白、黒、紺などを基調とした華美でないもの。ルーズソックス、膝上までのロングソックス、レッグウォーマーは使用しない。ストッキング及びタイツはベージュまたは黒とする。

⑥ 上履き 学校生活に適した物を使用する。(所定のスリッパを使用する場合は、学年カラーの物とする。)

⑦ 体育館シューズ 室内の運動に適した物を使用する。(同上)

⑧ 通学靴 通学・運動に適した靴。

⑨ 防寒着 コート、マフラー等は華美でないもの。

夏季の空調使用時の防寒対策としては冬の体育服を着用する。

⑩ その他 スカート丈の長さは膝が隠れる程度を目安とする。

1学期終業式、2学期始業式は本校指定のポロシャツでもよい。

更衣期間は設けないので、気候に合わせて爽やかに制服を着こなす。

登下校の際、制服を着用する。

(2) 保健・整備

- ① 家庭内で感染症が発生した場合は、速やかに担任に連絡する。
- ② 清掃は火～金曜日の授業後に行う。特別清掃は別に日を定めて実施する。
- ③ 施設・設備等公共物は丁寧に利用すること。破損した場合は、所定の「破損届」を担任に提出して指示を受ける。本人の責任による破損は実費弁償とする。

(3) 出欠・登下校

- ① 午前8時35分までに登校する。欠席・欠課・遅刻・早退の場合は事前に担任に連絡する。
欠席・遅刻の場合は、午前8時10分までに、保護者が「Classi」(30ページ参照)で連絡する。
- ② 忌引に該当する日数は次のとおりとする。
ア 父母…7日以内 イ 祖父母、兄弟、姉妹…3日以内 ウ 叔(伯)父、叔(伯)母…1日
エ その他、同一世帯内の上記以外の親族の場合…1日
なお、休日は忌引日数に含まれる。
- ③ 生徒会活動、学校行事等で学校を代表して校長の承認を得て参加する場合は公欠とする。なお、各種大会やコンクール等で、校長の承認を得て参加する場合も同様とする。
- ④ 本人が感染症にかかった場合はすみやかに担任に連絡して出席停止の指示を受ける。(25ページ参照)
- ⑤ 「ラーケーションの日」は、校外での自主学習活動であり、学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止」と同じ扱いとなる。届け出の手続き等は、30ページを参照する。
- ⑥ 校舎施錠は午後4時45分とする。
- ⑦ 帰りのST後に、校庭・校舎・施設等を使用する場合は、事前に担任に届け出る。

(4) 日常生活で守るべき規律

- ① 物品の管理をきちんとし、紛失、盗難、忘れ物等は担任か生徒指導部の先生に申し出る。
- ② 普通教室の個人ロッカーを使用するにあたり、各家庭で鍵(南京錠等)を用意し、個人の責任において、貴重品等の管理を行う。
- ③ 必要以上の現金・貴重品を持ってこない。やむを得ない場合は担任に預ける。
- ④ 自転車通学者は学校に登録して、校名・番号を記した許可シールを車体の後部につける。所定の自転車置き場に停めて施錠する。ヘルメットは必ず着用する。名鉄刈谷市駅からの自転車通学は認めない。雨天時には学生用雨ガッパを着用する。二人乗り、傘さし運転、スマートフォンを使用しながらの運転など道路交通法に違反する行為はしない。
- ⑤ 飲酒、喫煙、暴力行為、薬物乱用等の法令違反や反社会的行為は行わない。
- ⑥ 夜間の外出や、外泊は慎む。外出の際は身分証明書を携行し、行先・帰宅時間等を保護者に告げる。夜間の一人歩きはしない。(夜11時以後は深夜徘徊として補導対象となる。)
- ⑦ 学割が必要な際は必ず保護者の承諾を得て、担任に「旅行届」を提出し、指導を受ける。学割証は他人に貸与してはならない。
- ⑧ 「身分証明書」は常に携行する。「身分証明書」を紛失・破損した時は担任にその事由を申し出て、再交付を受ける。
- ⑨ スマートフォンについて、敷地内では電源を切る、もしくはサイレントモードに設定し使用しない。ただし、帰りのST・清掃後については、連絡手段、天気・交通機関の確認での使用は可とする。

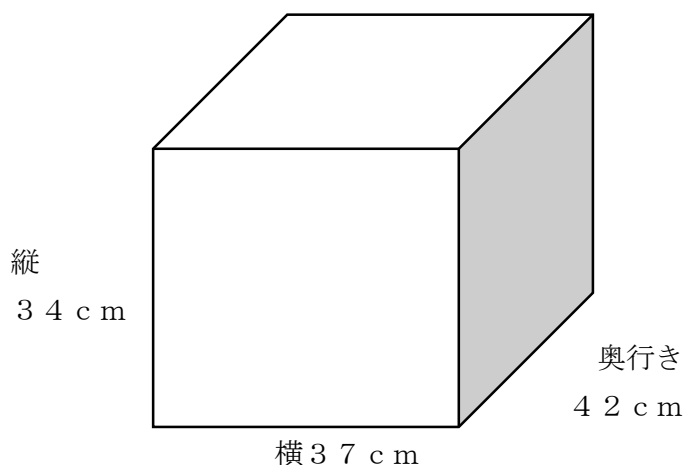
(5) 授業時間

時 限	時 間	月	火	水	木	金
校舎解錠	8:00					
S T	8:35～8:45	S T	S T	S T	S T	S T
1	8:50～9:40	授 業	授 業	授 業	授 業	授 業
2	9:50～10:40	授 業	授 業	授 業	授 業	授 業
3	10:50～11:40	授 業	授 業	授 業	授 業	授 業
4	11:50～12:40	授 業	授 業	授 業	授 業	授 業
給 食	12:40～13:20	給 食	給 食	給 食	給 食	給 食
昼 放 課	13:20～13:35	昼放課	昼放課	昼放課	昼放課	昼放課
5	13:35～14:25	授 業	授 業	授 業	授 業	授 業
6	14:35～15:25	授 業	授 業	授 業	授 業	授 業
S T	15:30～15:35		S T	S T	S T	S T
清 掃	15:35～15:45		清 掃	清 掃	清 掃	清 掃
7	15:35～16:25	授 業	課 外 活 動	課 外 活 動	(全校集会)	課 外 活 動
S T	16:30～16:35	S T				
下校完了 校舎施錠	～16:45					

(6) 担任との連絡

- ① 不測の事故発生、補導等を受けた場合は直ちに担任に連絡し指導を受ける。
- ② 住所等に変更のあった場合はすみやかに担任に連絡する。
(学校の連絡先は表紙を参照)

【ロッカーの大きさ】

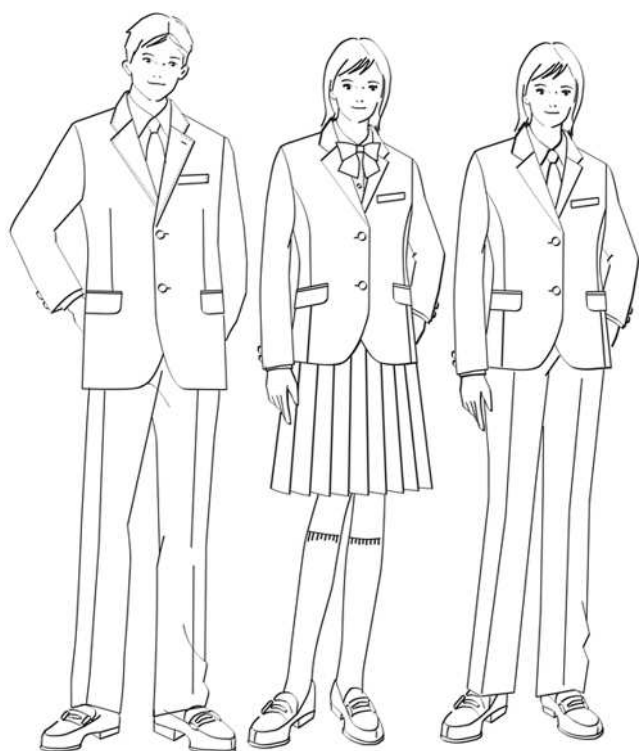


【ロッカーの鍵】

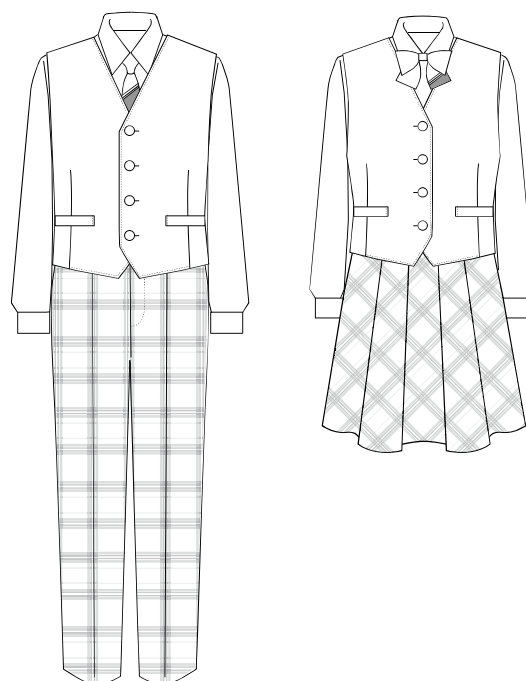


【ブレザータイプイメージ図】

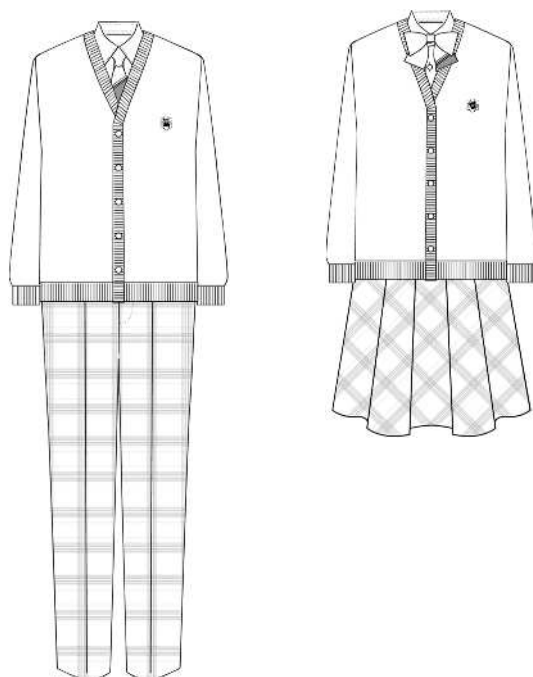
ジャケット



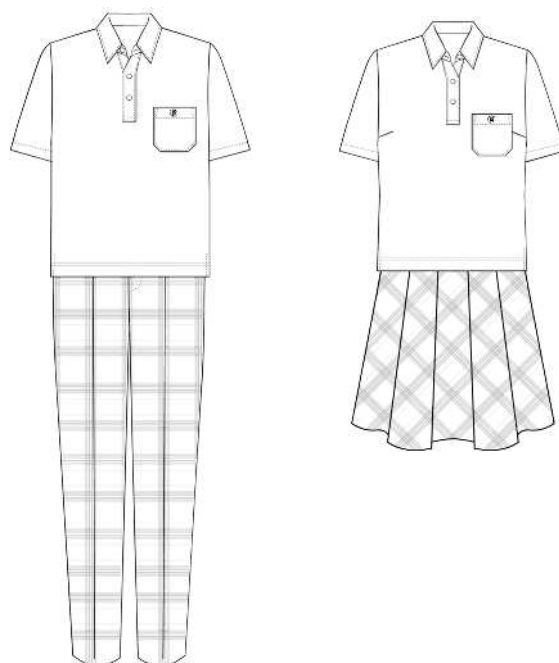
ベスト



カーディガン

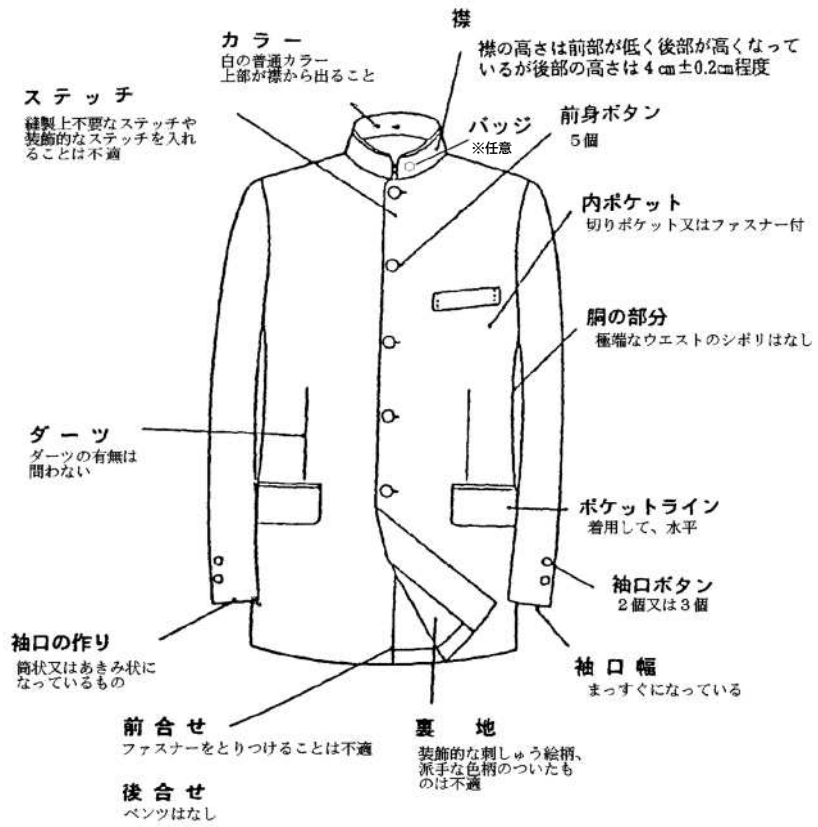


ポロシャツ

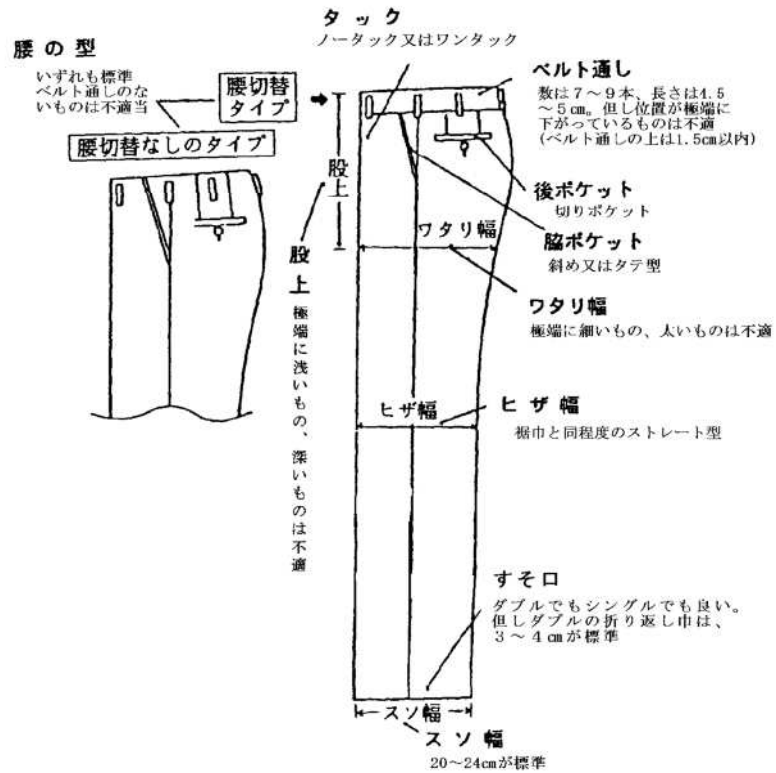


【学生服・セーラー服規定図】

学生服上衣



スラックス



セーラー服上衣

色は濃紺とする

ネクタイ
色は本校規定のもの

※えび茶
大 小 さい
結んで8cm以上
になるようにする

丈
スカートのベルトが
隠れる程度の長さ
であること

袖 口
白線はなし

えりの白線
巾は9mm
縁より2cm内側
1本で交差しない

えりカバー
白のえりカバーに
えりの白線と同型
で、ネクタイと同
色の線をつける
儀式のときはえり
カバーをとる

スカート

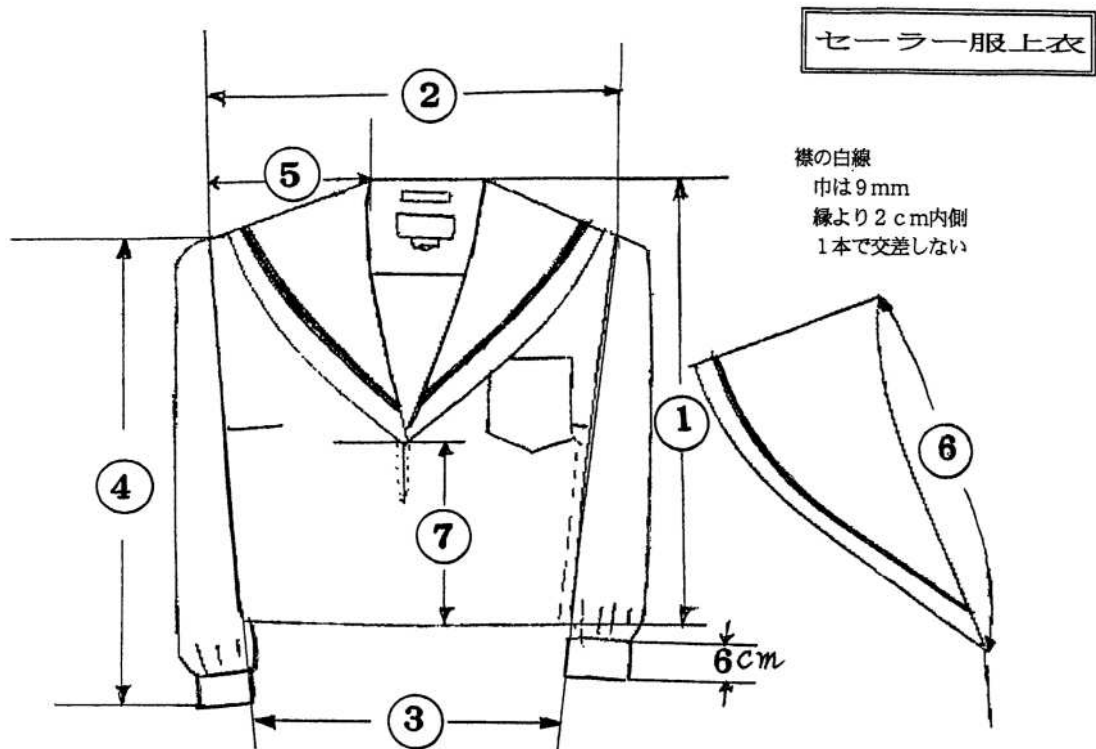
色は濃紺とする

長さ
ふくらはぎの一番
太いところ程と
する

- ミニスカート (禁止)
膝小僧が完全にかくれること
- ロングスカート (禁止)
ふくらはぎが全部隠れない
こと

ヒダの数
前両は1本でヒダは24、28、32本のいずれかとする

愛知県立刈谷高等学校・附属中学校セーラー服規格



セーラー服寸法（単位：cm）

号数（身長：cm）	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
9号（145）	42	37	40.5	54	13	28.5	16.5
10号（150）	43	38	42	55	14	29	17
11号（155）	44	39	43	56	14	29.5	17
12号（160）	45	40	45	57	15	30	17.5
13号（165）	46	41	46	57	16	31.5	18.5
14号（170）	46	42	48	57	16	32	18.5
15号（175）	46	43	52	57	16.5	32	18.5
16号（180）	46	43	54	57	17.5	32	19.5

4 通学

(1) 通学の心得・通学路

① 徒歩通学者について

- ・必ず歩道を歩き、他の人の迷惑にならないように気を付けましょう。
- ・横断歩道、地下道、歩道橋があるところでの道路の横断は、それらを必ず利用しましょう。
- ・見晴らしのよい、大通りを利用しましょう(自転車通学者も同様)。
- ・南門は、自動車専用の出入口であり、生徒の使用は控えましょう(自転車通学者も同様)。

② 自転車通学者について

- ・自転車の使用について、距離による制限はありません。
- ・自転車は、校内の所定の位置に停めて、必ず施錠をしましょう。
- ・ヘルメットは必ず着用しましょう。色や形状は問いません。
- ・雨天の場合は、学生用雨ガッパを着用しましょう。
- ・自転車に二人以上で乗ること、傘をさしながら自転車に乗ること、スマートフォンを使用しながら自転車に乗ること等は、道路交通法違反となります。
- ・サドルはハンドルより下げ、両足が地面につくようにしましょう。
- ・次の物が完備していることを確認してください。
許可シール(本校指定のものが自転車後部に貼付されていること。番号が読み取れること。)、ライト、ブレーキ、鍵、ベル、防犯登録、後部反射鏡
- ・変形ハンドル、ハブステップ着装は禁止とします。
- ・車体の点検を随時実施しましょう。
- ・自転車損害賠償責任保険等へ加入してください。

③ 刈谷駅(徒歩・自転車)及び刈谷市駅(徒歩)を利用する生徒の通学路

- ・安全面を考慮し、以下の通学路を推奨します。



(2) 自転車通学許可願

- ・自転車通学を希望する場合は、許可願を4月6日(月)に提出してください。ただし、自宅から最寄り駅の間での自転車通学については許可願を提出する必要はありません。
- ・許可生徒へは、後日、許可シールを配付します。
- ・刈谷駅からの自転車通学は、「刈谷駅南口第4駐輪場」を利用してください。
- ・刈谷市駅からの自転車通学は許可していません。

(3) 電車通学用の定期券

定期券を利用して電車で通学をする場合には、以下の記載事項を確認して間違いのないようにしてください。電車通学か自転車通学か迷っている人は長期申し込みをせず、「1か月」の試し定期通学を勧めます。

ア 名鉄の場合

定期券購入には、通学証明書または身分証明書が必要です。入学式当日は身分証明書を発行することができないため、担任から通学証明書を受け取ってください。

初回購入後は、区間等の変更がなく、通学定期券の有効期間終了日までに終了日の翌日から有効となる通学定期券を購入する場合には、終了日の14日前から購入可能です。

有人(駅員配置)駅窓口で購入してください。無人(駅員無配置)駅から最寄りの有人駅まで、定期券の購入のための片道乗車券は、購入前の申告により配慮してもらえることもあるので、詳しくは駅係員まで問い合わせてください。

購入できる区間は自宅の最寄り駅から刈谷駅又は刈谷市駅までです。

※ JRとの連絡定期券購入の場合は、身分証明書または通学証明書が必要です。JRの定期券を購入する場合と同様に、入学式以降に手続きをして購入する必要があります。

【問い合わせ先】

名鉄刈谷駅 0566-21-0043

知立駅 0566-81-0577 ほか

名鉄お客さまセンター 052-582-5151

イ JRの場合

定期券購入にあたっては、通学証明書または身分証明書が必要です。入学式当日は身分証明書を発行することができないため、担任から通学証明書を受け取ってください。通学証明書を持参し、JR駅で手続きして購入してください。

JR刈谷駅からは、ほとんどの本校生徒は徒歩または自転車で通学していますが、名鉄を利用して「刈谷」駅から「刈谷市」駅まで1区間電車通学を希望する場合は名鉄の定期券を購入してください。

(通学証明書の記入例)

契印			
No			
通 学 証 明 書			
学 校 種 別 又は指定番号	中学校	区 分	義務課程
通 学 者 の 氏 名 ・ 年 齢	(歳)		
通学者の居住地	電話()		
部 科 及 び 学 年	部	科	学年(年次)
証 明 書 番 号			
通 学 区 間	駅	駅間	経由
通学定期乗車券の有効期間	箇 月		
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から		
卒 業 予 定 年 月 日	年 月 日まで		
証 明	年 月 日発行		
	学校所在地		
	学 校 名		
	学校代表者氏名		
代表者 職 印			
1. この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2. この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。 3. この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。 4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。			
下欄には、記入しないでください。			
年 月 日まで			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	

通学者が記入
※記入した事項を
訂正する場合は
認印が必要

証明書の有効期限は、
発行日から1箇月間

<通学証明書の発行までの流れ>

- 1 令和8年2月14日(土)実施の合格者登校日に、電車通学の有無を確認する。
- 2 電車通学者を把握し、本校にて、通学証明書を作成する。
- 3 令和8年4月6日(月)実施の入学式後に行われる学級活動の時間に、担任から該当生徒に、通学証明書を発行する。
- 4 通学証明書に必要事項を記入し、各自で定期券を購入する。

5 課外活動

(1) 課外活動の目的

- ・心技体をバランスよく育成し、心身ともに健康な生活を送る。
- ・主体的に時間を管理し、興味や関心のあることについて追究する。
- ・学級や学年、校種を超えて交流することで、コミュニケーション力の向上を図る。

(2) 課外活動の内容

① 自主的な学習

- ・予習、復習、自分の興味・関心のある学習内容について、授業後に校内で活動することができる。その際、中学校の教員に質問・相談することができる。

② 探究学習

- ・各教科や総合的な学習の時間の探究学習において、授業後に校内で活動することができる。その際、中学校の教員に質問・相談することができる。

③ 高校の部活動体験(見学)

- ・中学生の受入れを許可した高校の部活動について、体験参加(見学)ができる。
- ・体験参加ができる部活動は、入学後、改めて紹介する。ただし、中高生の心身の発達段階を踏まえ、一緒にできる活動は限られる。また、中高の考査期間、行事等により、活動できる日には限りがある。さらに、委員会や各行事の実行委員会に所属すると参加できないことがある。

(3) 課外活動の時間等

- ・学期中の平日3日間(火・水・金)で、午後3時55分から午後4時30分までの活動とする。
- ・下校完了(校門通過)午後4時45分を過ぎないように、活動終了時間に気を付ける。
- ・高校の部活動体験を行っている生徒については、体験時の服装(各部活動で認められた服装)で下校することを可能とする。

(4) 登録の手続き及び諸注意等

「① 自主的な学習」及び「② 探究学習」

- ・授業後の学校内での活動について、事前に保護者の同意が得られていることを基本とする。
- ・帰りの ST 時まで、担任又は学年職員に、学校内で活動する旨を必ず伝える。
- ・下校時には、担任又は学年職員に、帰宅する旨を必ず伝える。

「③ 高校の部活動体験」

- ・5月末を目途に、体験参加を希望する生徒は登録を行う。
※登録の仕方は、後日、説明する。
※体験する部活動の登録・変更は半期に一度で、5月又は10月の定められた期間とする。
- ・欠席連絡は、各部の方法で必ず行う。

6 非常時の対応

(1) 大雨等の対応について

「特別警報(大雨・暴風・大雪・暴風雪等)」が発表された場合【注1】	
特別警報	【登校以前に発表された場合】 ア 授業を行わず、休校とする(登校してはならない。登校途中で警報が出たことを知った時は直ちに帰宅する)。 イ 特別警報がその日(午前0時以降)のうちに解除された場合も、授業は行わない。 ウ 解除後の授業の開始については、学校(Web ページ等)から伝える。 ※ウの場合でも、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。 【登校後に発表された場合】 ア 即刻授業を中止し、生命・安全の確保が確認された後に下校する。 ※不通になった交通機関の再開、保護者の迎え等の確認ができるまでは、学校で待機する等、適切に対応する。 イ 校内に残留し、校内外の避難場所へ避難するときは、放送などの指示に従って冷静に行動し、危険防止に十分に注意する。
「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合【注1】	
暴風警報 暴風雪警報	【登校以前に発表された場合】 ア 登校してはならない(登校途中で警報が出たことを知った時は直ちに帰宅する)。 イ 午前6時まで(「午前6時ちょうど」を含む)に解除された場合は、平常通り授業を行う。 ※この場合でも、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。 ウ 午前6時に解除されない場合は、その日の授業は行わない。 【登校後に発表された場合】 ア 授業を中止し、生命・安全の確保が確認された後に下校する。 ※交通機関の途絶等により、学校で待機することがある。 イ 放送・担任による指示を静かに聞く。 ウ 避難場所へ避難するときは冷静に行動し、危険防止に十分に注意する。
「暴風警報」を伴わない「大雨・大雪・洪水警報」の場合	
大雨警報 大雪警報 洪水警報	【生徒の判断・行動の基準】 ア テレビやインターネット等により、判断材料として、情報収集に努める。 イ 通常利用している交通機関が不通の場合も安全を十分確認のうえ、無理のない範囲で登校する。 ウ 交通機関の運行が再開された場合は、速やかに登校する。

[注1]

- ・学校所在地である刈谷市に発令されている場合は、全員登校しない。
 - ・生徒個々の居住市町村に発令されている場合は、その市町村の生徒は登校しない。
 - ・通学経路にあたる市町村に発令されている場合は、その市町村を通る生徒は登校しない。
- ※いずれの場合も、家人・近隣の本校生徒の事故や自宅家屋に大きな被害などがあったときは、警報解除後にできるだけ早く学校に連絡する。

(参考) 愛知県予報区の区域

	市町村をまとめた地域の名称		市町村発表地区名
愛知県	西部	尾張東部	豊明市
		知多地域	大府市、東浦町
		西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
		西三河北西部	豊田市西部、みよし市
	東部	西三河北東部	豊田市東部
		東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
		東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

(2) 地震等への対応について

愛知県で震度5弱以上の地震が発生した場合

【登校以前に発生した場合】

- 登校しない。余震・火災などに十分注意する。

【登校途中に発生した場合】

ア 地震の揺れを感じたら、

- 倒壊しそうな建物・堀から離れ、鞆などで頭を覆い身の安全を確保する。
- 自転車に乗っていたらすぐに降りる。
- 橋や歩道橋の上にいる時は、動けるのなら早く渡りきる。
- バス・電車に乗っている時は、棚から荷物が落ちてこないか確認する。手すりや座席にしっかりつかまる。

※ 安全な場所に移動したら、まずは混乱が収まるまで待機する。

イ 地震の揺れが収まったら、

- 崖や山崩れのおそれのある場所、河川、海岸からできるだけ離れる。高台に避難する。
- 徒歩や自転車を使用している場合は、最寄りの避難場所に行く。
- 公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従う。
- 避難後、登校するか、帰宅するか、その場で待機するかは、状況を判断して安全な行動を選ぶ。

【登校後に発生した場合】

- 直ちに授業や学校行事などを中止する。
- 先生の指示で安全な場所に移動し、点呼・指導を受けた後、速やかに帰宅する。

- 安全の確認ができなくなるため、絶対に無断で帰宅しない。
- 下校は、あらかじめ決めておいた方法で帰宅する。その際、安全に注意して絶対に無理をしない。
- 帰宅が困難な場合は、知人・親戚宅や学校に残る場合もある。

【学校の再開について】

- 学校の再開は、以下のようにする。ただし、交通機関・通信手段の途絶などにより登校できない場合は、安全が確保できるまで登校しなくてよい。
 - i 原則として、学校が再開するまで待機とする。授業再開の確認については災害用伝言ダイヤル「171」を利用する。
※災害用伝言ダイヤル「171」の確認方法。「→」の部分はガイダンスあり。
171 → 2 → 0566(21)3181 → 再生
 - ii 「Classi」や本校 Web ページで連絡することもある。

【学校への連絡について】

- 必ず学校へ被災状況等を連絡する。その際は、災害用伝言ダイヤル「171」等を使用する。
 - i 災害用伝言ダイヤル「171」の録音方法。「→」の部分はガイダンスあり。
171 → 1 → 自宅の電話番号等 → 録音
※電話機により、多少の操作は異なるが、ガイダンスに従い操作すればよい。
 - ii 災害用伝言ダイヤル「171」の録音方法。「→」の部分はガイダンスあり。
171 → 2 → 自宅の電話番号等 → 再生

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

調査中	○ 原則として、平常通り普通授業を行う。
巨大地震警戒	○ 原則として平常通り普通授業を行い、授業終了後すぐに下校する（授業後の活動は行わない）。 ※地震発生から1週間は、国からの発表、社会状況等に応じて、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、平常通りの普通授業を行う。
巨大地震注意	○ 平常通り普通授業を行う。
調査終了	

7 保健部より

(1) 保健室の利用について

保健室は、生徒の皆さんの心と身体健康と安全を守るために設けられています。いつでも誰でも利用できます。

① 救急処置

ア 内科的利用

(ア)保健室での休養は1時間程度とします。

(イ)内服薬は使用しません。必要な場合は自分で準備してください。

(ウ)状態によっては、保護者に連絡を取り、迎えを依頼することがあります。

イ 外科的利用

(ア)応急手当にとどめるので、帰宅後に受診してください。

(イ)緊急を要すると判断した場合は、保護者に医療機関での受診を依頼するか、学校から最寄りの医療機関に連れて行き、診てもらいます。その場合、保護者へ連絡をします。

(ウ)受診後は結果を報告してください。

② 健康相談

学校では、健康診断の結果や日常の健康観察の様子などから、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭などが、皆さんの心身の健康に関して健康相談を行います。心身の健康に関して、心配なことや気になることがあれば、いつでも保健室に来てください。

③ その他

(ア)保健室では生徒の健康管理を行っています。ケガや病気によって、運動制限・生活制限がある場合や、学校生活で注意しなければならないことがある場合は、養護教諭と担任に必ず申し出てください。

(イ)身長や体重、視力、聴力などはいつでも測定できます。健康に関する資料も利用してください。

(2) 充実した中学校生活を送るために

- ① 毎学年4月～6月に定期健康診断を行います。検査・検診の結果、疾病や異常が見つかった場合は、早めに専門医にかかりましょう。
- ② 規則正しい生活をしましょう。夜は早めに就寝し、睡眠不足や疲労をためないようにしましょう。
- ③ バランスのよい食事を摂りましょう。
- ④ 心配事や悩みがある時は、誰かに相談しましょう。保健室ではいつでも相談できます。保健室だけでなく、担任や身近な先生、友人などに相談しましょう。

8 教育相談部より

(1) 教育相談について

誰でも学校生活や人間関係、進路等について、悩みや不安などをもつことがあると思います。そのような時に自分の中だけに閉じ込めてしまわないで、まず担任や身近な先生に、遠慮なく相談をしてください。どの先生も親身になって相談にのります。悩みは、言葉にしたら小さくなることもあります。

さらに本校には、皆さんの悩みを聞くための教育相談部を設置しています。どのような事でもかまいません。気軽に保健室に来てください。秘密は厳守します。

また、月1～2回程度、専門知識をもったスクールカウンセラーが来校する予定です。カウンセリングを希望する場合は、担任の先生や保健室の先生、教育相談部の先生に申し出て下さい。

(2) こころの電話

進路、学習、生活等についての悩みを持つ青少年や、子どもの教育等について悩みをもつ保護者に対して、(財)愛知県教育・スポーツ振興財団が「教育相談こころの電話」を開設しています。身近な人には知られたくないような悩みも、研修を重ねた相談員が電話による相談にのってくれます。

電話番号 052-261-9671

相談時間 午前10時～午後10時(年末年始を除く毎日)

9 事務室より

(1) 各種証明書について

各種証明書の申請方法は次のとおりです。

① 学校学生生徒旅客運賃割引証

担任から旅行届を受け取り、必要事項を記入して担任へ提出してください。

事務室で発行し、生徒指導部を通じて交付します。

※ 片道 100km を超える区間、JRに乗車する旅行に限り利用できます。他の鉄道会社等については、各社の窓口へ直接ご確認ください。

② 通学証明書

令和8年2月14日(土)実施の合格者登校日に、電車通学の有無を確認します。令和8年4月6日(月)の入学式後に行われる学級活動の時間において、担任から該当生徒に、通学証明書を発行します。それ以降に、通学証明書が必要になった場合は、生徒指導部に申し出てください。

(2) 備品・施設等の使用について

① 備品・施設

学校の備品・施設は、大切な県の公共物です。共同で使用するものですから、大切に扱い、汚したり破損したりしないよう、十分注意してください。破損の場合は弁償してもらうこともあります。

② 休日等の施設・備品利用

休日や休業日に学校の施設等を使用する場合は、学校管理者の使用許可(本校の先生が手続きをする)と、先生の付添いが必要になります。

Ⅲ 保護者の皆様へ

1 学校での電話対応の時間について

学校での電話対応は、平日の午前8時から午後5時までとなります。

※刈谷高等学校附属中学校の電話番号は、0566-21-3181です。

2 保健室より

(1) 学校生活管理指導表について

持病やアレルギー疾患があり、学校生活において配慮が必要な場合は、「学校生活管理指導表」の提出をお願いします。

(2) 感染症による出席停止措置について

学校保健安全法に基づき、次の感染症にかかった場合は出席停止の措置をとります。すみやかに学校へ連絡してください。出席停止期間を終えるまで登校できません。

なお、出席停止期間を終えて登校する場合には「出席停止終了届」を提出してください。(用紙は本校 Web ページや学校にあります。病名と出席停止期間、受診した医療機関名、保護者のサインがあれば様式は問いません。)

【出席停止となる感染症と出席停止期間】

	感染症	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、その他の感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

(3) 日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」について

学校の管理下で災害(負傷・疾病・障害又は死亡)が発生した時に、災害共済給付(医療費・障害見舞金・死亡見舞金等)が保護者に対して行われます。

保健室で手続きを行っていますので、申し出てください。

(4) 愛知県公立高等学校PTA連合会見舞金について

学校の管理下における生徒及びPTA活動中における保護者の災害について、見舞金の支給を行い、学校教育やPTA活動の円滑な実施に資することを目的とするものです。

① 給付対象・給付額

ア 生徒の災害

治療見舞金	日本スポーツ振興センターより支給があり、医療費総額が1カ月75,000円以上の場合、その8%の金額(千円未満切り捨て)ただし、高額療養の場合は別に規定があります。
障害見舞金	日本スポーツ振興センターによる障害見舞金の給付額の20%の金額
死亡見舞金	500万円〔登下校中は250万円〕
香料・供花料	香料 5万円(香料は学校管理下以外でも支給されます) 供花料 5万円(日本スポーツ振興センターが支給したとき)

イ 保護者の災害(PTA活動中に限る)

治療見舞金	入院日数が 8日から30日まで 10万円 // 31日以上の場合 20万円
死亡見舞金	300万円

(5) 救急搬送について

緊急の場合、お子様の命を最優先に考え、救急搬送することがあります。

3 教育相談部より

(1) 教育相談について

お子様の様子について何か心配なことがあれば、どのようなことでも遠慮なく学校にご相談ください。本校には、教員からなる教育相談部と、専門知識をもったスクールカウンセラーによる相談会があります。気軽に相談をもちかけてください。連絡は、担任を通していただいても、直接学校にお電話をいただいても結構です。

(2) こころの電話

(財)愛知県教育・スポーツ振興財団が開設している「教育相談こころの電話」は、青少年だけでなく子どもの教育等について悩みをもつ保護者も相談できます。

電話番号 052-261-9671

相談時間 午前10時～午後10時(年末年始を除く毎日)

4 事務室からの連絡

(1) 給食に係る欠食の手続き・期限等

○ラーケーションの取得に関わる給食の欠食については、取得日の2週間前までの申請であれば、給食の提供を中止することができます。ただし、給食をカットした場合、ラーケーション実施日が変更されても給食の提供はできません。(30ページ参照)

※令和8年4月に取得される場合は、申請の日にかかわらず、給食の提供を中止できませんので、ご注意ください。

※令和9年3月に取得される場合は、令和9年2月12日(金)までの申請であれば、給食の提供を中止することができますが、それ以降はできませんので、ご注意ください。

○その他の理由で欠食を希望される場合の締切は、学校の5営業日前になります。保護者より学校に連絡ください。

例：令和9年2月12日(金)に欠食を希望される場合は、2月4日(木)が「5営業日前」となります。

※土日、祝日はカウントしませんので、ご注意ください。

4日(木)	5日(金)	6日(土)	7日(日)	8日(月)	9日(火)	10日(水)	11日(祝)	12日(金)
5営業日前		3営業日前				1営業日前		

(2) 就学援助制度 ※別紙「就学援助制度のご案内」参照

経済的な理由により、お子様を就学させることにお困りの方に対し、学用品費、医療費、学校給食費などを援助する制度です。援助内容や対象者は市町村ごとに異なります。

申請手続や申請時期等の詳細は、お住まいの市町村教育委員会にお問い合わせください。なお、就学援助制度は、年度ごとに申請が必要です。

5 「学校⇄保護者」の連絡方法

- 本校では、学校向けクラウドサービスの「Classi」という学習支援システムを利用します。
 - 「Classi」では、お子様の学習を支援し、家庭学習の量と質の向上を図るとともに、保護者の皆様に対し、お子様の学習状況や学校情報の円滑な伝達を図ったり、保護者向けの調査物(アンケート等)を実施したりします。また、遅刻・欠席等の連絡手段としても利用します。
 - 合格者登校日に、生徒 ID を1つ、保護者 ID を2つ発行します。3年間同じ ID を使用しますので、大切に保管してください。
 - 保護者の方は、パスワードの設定と通知メールアドレスの登録が必要です。通知メールは、携帯(スマートフォン)等、使用頻度の高いものをおすすめします。
- ※登録されるまでの間、学校への問合せや欠席連絡については、学校に直接ご連絡ください。刈谷高等学校附属中学校の電話番号は、0566-21-3181です。

6 ラーケーションの日

(1) 目的

愛知県では、子供の学び(ラーニング)と保護者等の休み(バケーション)を組み合わせた、平日だからこそでできる学校外での主体的・体験的な学びを応援するための「ラーケーションの日」を設定しています。

(2) 本校における届け出方法等

「ラーケーションを取ることができる日」を次のとおり定めましたので、ご確認ください。

① 取得可能時期

・令和8年4月16日(木)から令和9年3月12日(金)

※4月以降に、本校 Web ページに掲載する「令和8年度年間行事予定」に、ラーケーション取得可能日を示しますので、ご確認ください。

② 取得可能日数

・最大3日間

③ 届け出の方法

・4月に配付する『「ラーケーションの日」取得申請届』により、申請してください。取得日の2週間前までの申請は、給食の提供を中止することができます。ただし、給食の提供を中止した場合、ラーケーション実施日に変更されても給食の提供はできません。

※令和8年4月に取得される場合は、申請の日にかかわらず、給食の提供を中止できませんので、ご注意ください。

※令和9年3月に取得される場合は、令和9年2月12日(金)までの申請であれば、給食の提供を中止することができますが、それ以降はできませんので、ご注意ください。

7 学校関係業者一覧

	販 売 店	住 所	電話番号
教科書関係 【教科書】	刈谷日新堂書店	刈谷市新栄町五丁目47-1	(0566) 24-7950
教科書関係 【補助教材】	ヤマト屋教材社	刈谷市今川町田地池122-1	(0566) 36-2880
制服関係 及び 体育服	※指定店はございませんが、各地区の以下の業者に規格を周知しています。		
	ふくや	刈谷市高松町二丁目36-2	(0566) 21-8288
	姉妹店:しみずや(知立店)	知立市新地町西新地62	(0566) 81-0154
	Shimizuya(シミズヤ)【本店】	刈谷市広小路7-13	(0566) 24-0917
	【築地店】	刈谷市築地町1-7-7	(0566) 21-4318
	ミスギ学校服【碧南本店】	碧南市石橋町4丁目1番地	(0120) 40-1159
	【刈谷マルスギ店】	刈谷市南桜2-56-1 アピタ刈谷店2F 子供服売場内	
	【西尾アピタ店】	西尾市高島町3-23-9 ヴェルサウォーク西尾2F 子供服売場内	
	【東浦イオン店】	知多郡東浦町緒川旭13-2 イオン東浦店 キッズリパビリック内	
	【知立アピタ店】	知立市長篠町大山18-1 ギャラリエアピタ2F 子供服売場内	
	学生服のノノヤマ【若林本店】	豊田市若林東町棚田66番地1	(0565) 52-3754
	【イオンスタイル豊田店】	豊田市広路町1-1 イオンスタイル豊田3階フロア内	(0565) 34-0531
	【アピタ安城南店】	安城市桜井町貝戸尻60番地 アピタ安城南店2階	(080) 7380-6312
	【イオンタウン岡崎美合店】	岡崎市美合町つむぎ南1番1 イオンタウン岡崎美合2階	(0564) 64-7030
	学生の店 みくさ【シビコ本店】	岡崎市康生通西2-20-2 シビコ2階	(0564) 21-3708
	【豊田店】	豊田市西町2丁目66	(0565) 34-0031
	コンドウ洋服	豊田市竹生町3丁目33	(0565) 32-0404
スリッパ 体育館シューズ	靴のニイミ	刈谷市野田町森前1-14	(0566) 23-9088
	シューズティック ハラダ	刈谷市広小路2丁目37番地2	(0566) 21-1777
写 真 【証明写真】 「身分証明書」 【クラス写真】 【卒業アルバム等】	鈴喜写真館	刈谷市銀座3-34-1 エクセルグランデ刈谷銀座タワー1階	(0566) 21-0358
保険関係 ※任意加入	AIG損害保険 代理店	安城市三河安城町一丁目9番地2 第2東祥ビル4階	(0566) 45-5421
校 章 ※任意着用	【校章】(バッジ)	職員室(生徒指導部)	
その他	【自転車許可シール】	職員室(生徒指導部)	

8 生徒の個人情報に関するお願い

本校へ提出していただきます書類等における生徒の個人情報の取扱いについては、その重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律施行条例」「愛知県立学校情報セキュリティポリシー」等を遵守するとともに、下記の基本方針に基づいて個人情報の保護に取り組んで参りますので、その収集、利用についてご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、生徒の個人情報の収集、利用について、同意いただけない項目がある場合には、入学後担任まで速やかに申し出てください。同意いただける場合は、その旨を申し出ていただく必要はありません。また、ご不明な点等につきましては、担当(教務主任)までご連絡くださいますようお願いいたします。

(1)個人情報の保護についての基本方針

- ① 生徒の個人情報の収集にあたっては、その利用目的を明確にした上で、目的の範囲内に限り行います。
- ② 生徒の個人情報は、目的外での利用及び提供は行いません。
- ③ 個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等を防止するため、適切な管理体制と安全対策を実施します。
- ④ 必要の無くなった個人情報は、速やかに廃棄します。

(2)入学時に収集・利用する生徒の個人情報〔 〕個人情報の種類、()利用目的

① 生徒全員

ア 生徒個票

〔氏名、生年月日、性別、個人写真、保護者氏名、住所、電話番号、生徒指導の記録、緊急避難先〕
(在学中の生徒指導及び進路指導に関する業務のため)

イ 食物アレルギーに関する調査票、健康調査票、身体計測・健康診断票、健康診断問診票

〔氏名、緊急連絡先、持病、既往症、身体計測結果、健康診断結果〕
(在学中の健康・安全管理に関する業務のため)

ウ PTA役員の選出に関する調査

〔氏名、保護者氏名、連絡先〕(PTA 役員選出のため)

② 必要な生徒のみ

ア 住民票(個人番号の記載のないもの)

〔氏名、生年月日、性別、保護者氏名、住所〕
(指導要録記載時までの学籍管理に関する業務のため)

小学校卒業以後本校入学までの間に、転居や地番変更等により住所変更がある場合には、住民票を提出してください。(小学校卒業時から住所に変更がない場合は提出の必要はありません。)本籍等の不要な情報が記載されていない生徒本人の個人票をご提出ください。

イ 自転車通学許可願

〔氏名、保護者氏名、住所〕(在学中の安全管理に関する業務のため)

ウ 各種証明書(学割申請・通学定期購入)

〔氏名、生年月日、保護者氏名、住所〕(生徒から申請に基づき発行する業務のため)

(3)入学後に収集・利用する生徒の個人情報〔 〕個人情報の種類、()利用目的

ア 教育用クラウドサービス【Microsoft365・Classi・ロイロノート・Canva などの学習ソフト】

〔氏名、出席番号、生徒が作成した成果物、学習記録、ポートフォリオ、出欠席情報等〕
(学習教材の共有・配布・回収・学習状況記録のため)

*アカウントは入学後配布します。

イ 学校新聞・本校 Web ページ・学校案内・刈高祭 DVD

〔氏名、出席番号、活動中の写真、活動実績〕(情報発信のため)

ウ 定期考査・各種テスト(単元テスト等)の答案【百問繚乱・学力推移調査・Ai-Grow・数理探究アセスメント・学びポケット・MEXCBT】(デジタルデータとして)

〔氏名、出席番号、答案〕(デジタル採点のため)